
世界一簡単に出来る！

free で行う確定申告

実践ガイド

Powered by
クラウド会計ソフトfree (フリー)



はじめに

「確定申告」という言葉、個人事業主の方であれば一度は耳にされたことはあるのではないのでしょうか。

まさに「確定申告」とは個人事業主の方にとっては1年間の集大成の作業といえます。

一方、確定申告を既にご経験された方はお分かりになるかと思いますが、難しそうな書類とにらめっこ、大量の書類を手書きで用意して確定申告のために徹夜した、、、なんてこともよく聞く話です。

しかし、クラウド会計ソフト free をご利用いただければもうそんな心配はご不要です。

free で行う確定申告のコンセプトはズバリ、「世界一簡単に出来る確定申告」です。それくらい自信を持って、今までの常識であった、「確定申告=難しい、時間がかかる」というイメージを覆したものをご用意しております。

本ガイドでは、確定申告とはこういったものなのかといった基礎的な所から、実際にクラウド会計ソフト free を利用した確定申告の実践方法までご紹介してまいります。

本ガイドが、確定申告を行う全ての方々のお役に立つことが出来れば幸いです。

○すでに free アカウントをお持ちの方

<https://goo.gl/tt181L>

○まだ free アカウントをお持ちでない方

<https://goo.gl/nQsc2T>

Index

free で行う確定申告実践ガイド

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1. 確定申告とは | P4 |
| 2. 確定申告作業の全体像とスケジュール | P7 |
| 3. 確定申告の準備を行う | P8 |
| 4. free での確定申告書類の入力方法 | P11 |
| 5. 『基本』を入力する | P13 |
| 6. 『収支』を入力する | P15 |
| 7. 『確認』を行う | P26 |
| 8. 『提出』を行う | P30 |
| 9. 『その後』で来年の準備を行う | P35 |
| 10. 確定申告チェックリスト | P36 |

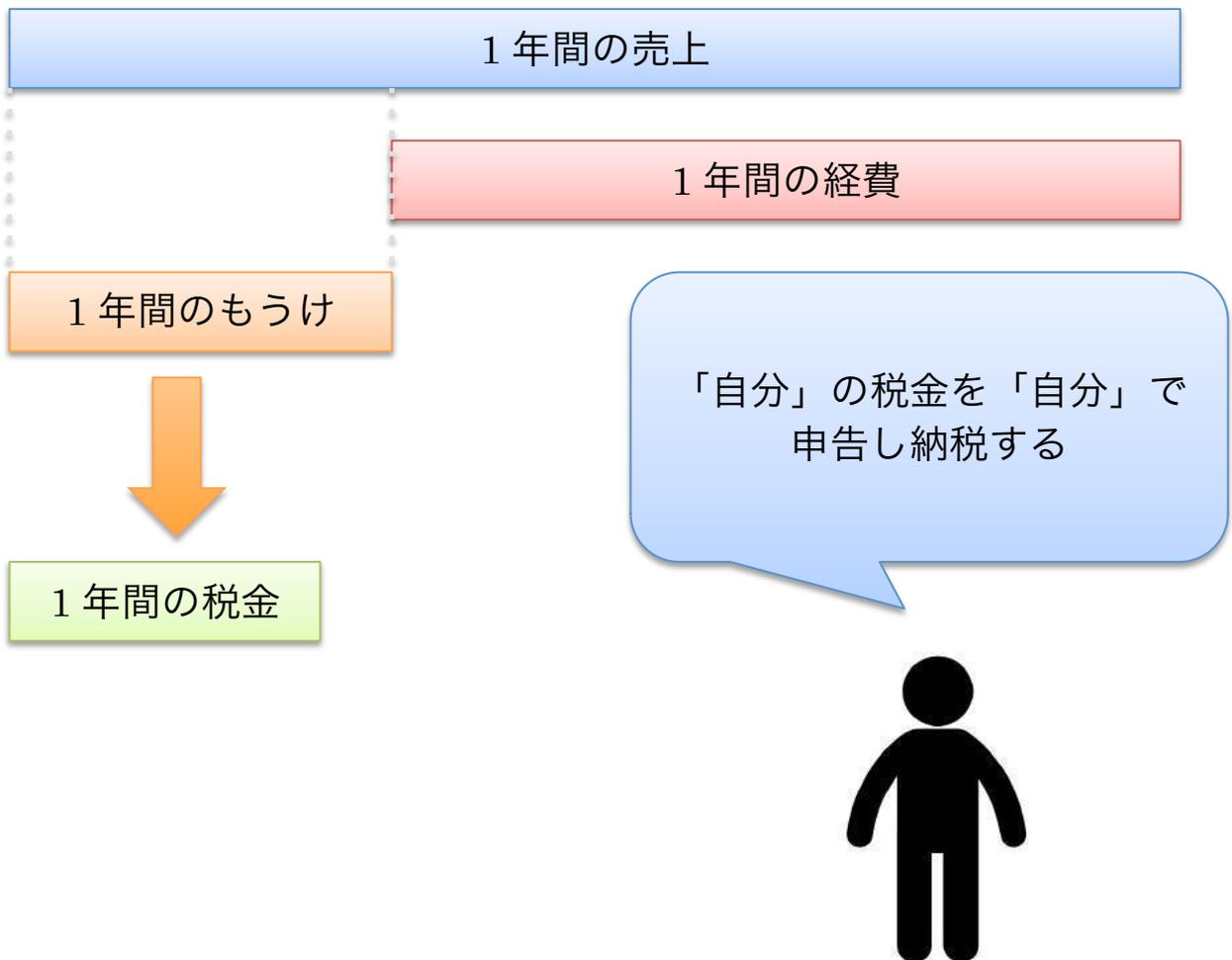
1. 確定申告とは

○確定申告について

確定申告とは、「1年間の自分のもうけや損失を国に対して申告し、税金を納付する一連の作業」のことです。そしてこの「1年間の自分のもうけ」は「1年間の売上」から「1年間の経費」を差し引いて計算します。

通常税金というと、税務署から納付書が勝手に送られてきてそれを納付する、といったイメージが強いかと思います。

一方、個人事業主の方の税金は国が計算してくれるわけではなく、自分の税金は自分で申告し納付する、という「確定申告」という作業を行う必要があるんですね。



それでは具体例で見ていきましょう。

個人事業主の A さんは、2015 年度の確定申告を行う予定です。2015 年度の確定申告は 2016 年 3 月 15 日が締切となっています。A さんは 2015/1/1~2015/12/31 の 1 年間の売上と経費を計算し、確定申告を行う必要があります。

2015/1/1~2015/12/31 で 500 万円の売上

2015/1/1~2015/12/31 で 300 万円の経費

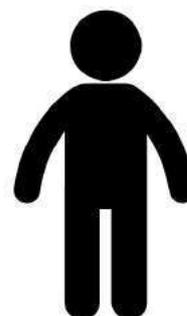
200 万円のもうけ



30 万円の税金

30 万円の税金を自分で申告し
納税するところまでを
「確定申告」と呼びます。

個人事業主 A さん



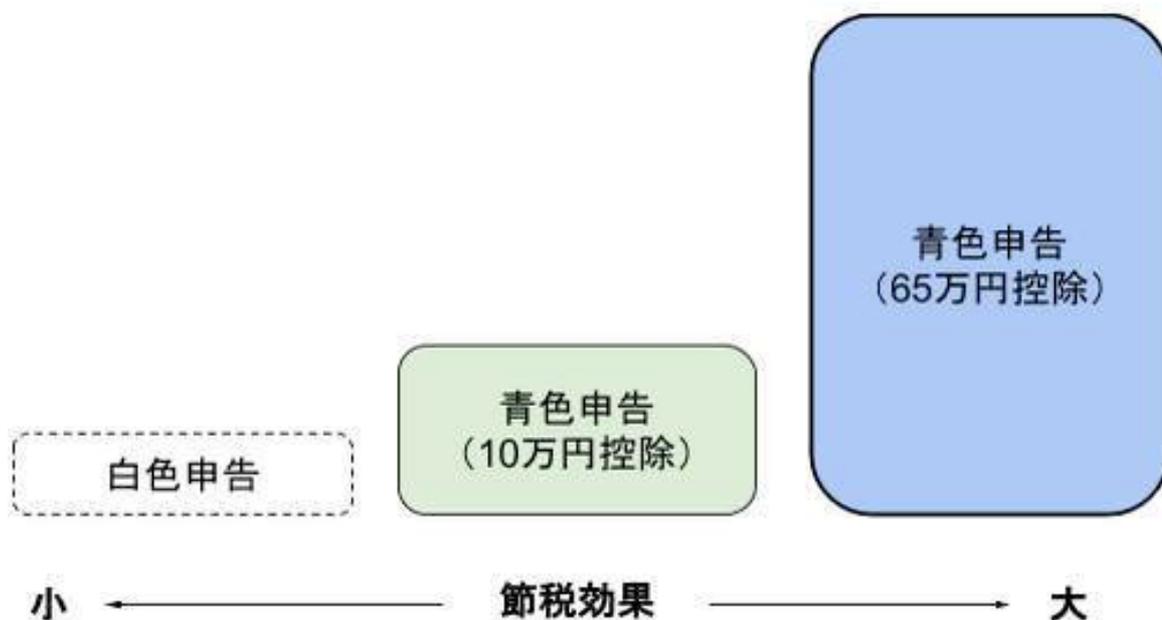
○確定申告の種類について

確定申告には、実は「白色申告」「青色申告(10万円控除)」「青色申告(65万円控除)」の3種類があります。

もちろん、節税効果は青色申告(65万円控除)が1番高くなっています。

今までは、この青色申告(65万円控除)を適用するために複式簿記で日々の経理を記帳する必要があったため、少し個人事業主の方にとってはハードルが高いものでした。

しかし free では特に簿記の知識がない方でも、自動で複式簿記形式による記帳が出来るため、この青色申告(65万円控除)を適用することが可能です。本ガイドではこの「青色申告(65万円控除)」を前提としてご紹介してまいります。



2. 確定申告作業の全体像とスケジュール

○確定申告の全体像

確定申告には、大きく分けて下記の作業ステップがあります。

1. 日々の記帳を全て終了させておく
2. 必要な書類を集める
3. free で確定申告書類に入力していく
4. 確定申告書類を free から出力し税務署に提出・納税する
5. 来年度の準備をする

上記でご紹介している通り、確定申告は「1 年間のもうけ」をもとに税金を計算するため、1 年間の売上や経費の記帳が全て終了していることが前提となっています。そのため、出来るだけ早めに日々の記帳を全て終了させておくことがオススメです。

○確定申告のスケジュール

確定申告のスケジュールは主に下記のようなイメージです。

順番	内容	時期
1	日々の記帳を全て終了させておく	1 月末頃まで
2	必要な書類を集める	2 月中旬頃まで
3	free で確定申告書類に入力していく	2 月末頃まで
4	確定申告書類を free から出力し税務署に提出・納税する	2 月 16 日～3 月 15 日まで
5	来年度の準備をする	書類提出後～



3. 確定申告の準備を行う

○日々の記帳を全て終了させておく

先ほどご紹介した通り、確定申告は1年間のもうけや損失を計算する必要があるため、日々の記帳は全て終了しなければいけません。

「日々の記帳が全て終了する」、とは売上と経費の入力が全て終了していることをいいます。

下記に日々の記帳が終了しているかどうかのチェックシートをご用意いたしましたので、是非ご利用下さい。

内容	✓
1 「自動で経理」を利用している場合、取り込まれた12月31日までの明細は全てfreeeに入力済みか	
2 受け取った12月31日までの領収書は全てfreeeに入力済みか（自動で経理から記帳している場合は不要）	
3 12月31日までに契約が完了し、まだお金が未入金の売上も、全てfreeeに売上高として記帳出来ているか	
4 12月31日までに契約が完了し、まだお金を支払っていない経費も、全てfreeeに経費として記帳出来ているか	
5 今年度中にお金を受け取っているが、契約は昨年度の売上を今年度の売上として記帳していないか	
6 今年度中にお金を支払っているが、契約は昨年度の経費を今年度の経費として記帳していないか	
7 試算表の貸借対照表を確認し、マイナスになっている勘定科目はないか（通常プラスになります）	



○確定申告に必要な書類を準備する

日々の記帳が終了すると、次は確定申告に必要な書類を準備していきましょう。必要な書類はそれぞれどんな控除を適用するかで、異なってきますのでご自身の該当する箇所をご確認下さい。

項目	提出又は添付する書類 ※	✓
会社から給与を受け取っていた	・源泉徴収票	
配当を受け取った	・申告する配当の種類に応じた支払い通知書 ・特定口座年間取引報告書	
年金を受け取った	・公的年金等の源泉徴収票	
医療費を年間10万円以上支払った	・医療費の領収書等 ・医療費控除の明細書	
国民年金を支払った場合	・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書	
小規模企業共済等掛金控除を適用する場合	・支払った掛金額の証明書	
生命保険料控除を適用する場合	・支払額が分かる証明書	
地震保険料控除を適用する場合	・支払額が分かる証明書	
寄付金控除を適用する場合	・寄付した団体などから交付を受けた寄付金の受領書	
勤労学生控除を適用する場合	・学校や法人から交付を受けた証明書	
住宅ローン控除を適用する場合	・住宅借入金等特別控除額の計算明細書 ・住宅借入金残高証明書 ・住民票の写し ・その他必要書類	



※→各種明細書はお近くの税務署で受け取ることが可能です。
下記国税庁の URL よりダウンロードも可能となるため、ご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/yoshiki02/01.htm>

この他にも、今年度に発生した売上や経費等については事前に用意しておくとの作業がスムーズに進みます。

○e-Tax で確定申告を希望する場合

free ではもちろん e-Tax による確定申告にも対応しています。
e-Tax による確定申告を行う場合は、下記の事前準備が必要になるため、該当の方は準備をしておきましょう。

1. 自分の PC 環境を確認し、e-Tax(ソフト版)を利用するか、e-Tax(Web 版)を利用するかを確認しておく。Mac をご利用の方は e-Tax(Web 版)を利用します。
2. 電子証明書を取得します。
3. 開始届出書を提出します。
4. 利用者識別番号を取得します。

e-Tax の事前準備について詳しくは下記をご参照下さい。

【ご参考】 国税庁ページ e-Tax について

<http://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>



4. free での確定申告書類の入力方法

○確定申告書類は 5 ステップで完成

free の確定申告書類は、下記の 5 ステップで完成します。

この 5 ステップ通りに進んでいけば、先ほどご紹介した添付書類以外の書類は全て作成することが可能です。

1. 基本→氏名や住所の入力
2. 収支→各種控除等の入力
3. 確認→入力した情報の確認
4. 提出→確認後に確定申告書類を出力
5. その後→来年度に向けての準備

2015年度 確定申告

2015年01月01日～2015年12月31日



既に確定申告についての知識があり、直接入力していきたいという方向けには、上記のような 5 ステップではなく、ご自身の好きな順番で入力出来る、直接編集モードもご用意しております。

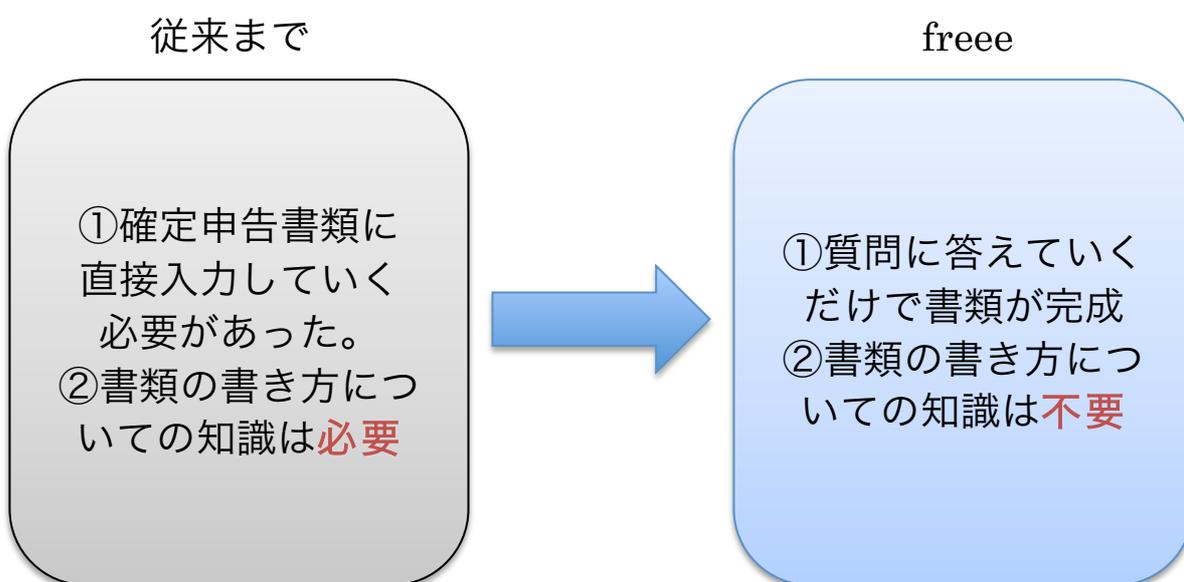
直接入力編集へ



○free での確定申告書類は質問に答えていくだけで完成

今までの確定申告書類作成ソフトだと、確定申告書類に直接数字を入力していく必要があったため、「何を」「どこに」記載するかといった書類の記載方法等を予め理解しておく必要がありました。

一方、free での確定申告書類の作成機能は先程ご紹介した通り、作業を 5 ステップに分け、そしてその中でも入力方法は全て質問形式となっています。その質問に答えていくだけで確定申告書類が作成出来るようになり、事前に確定申告書類の書き方について勉強する必要はもうありません。



□free での質問形式での入力例

病気やケガで病院に行きましたか？ はい いいえ

ふるさと納税などの寄附をしましたか？ はい いいえ

夫や妻などの配偶者はいますか？ はい いいえ

5. 『基本』を入力する

○「基本」ステップについて

さあ、それでは早速確定申告書類の入力を初めます。基本ステップでは、主に氏名・住所といった基礎情報を入力していきます。

このステップで入力した基本情報がそのまま確定申告書類に転記されるため、間違いがないようにします。

2015年度 確定申告

2015年01月01日～2015年12月31日



○「基本」ステップでの留意点について

基本的に画面に沿って入力していただくのですが、何点か記載にあたっての留意点があるためご紹介いたします。

① 税務署について

税務署はご自身の住所地の管轄税務署があります。下記の国税庁の Web サイトよりご自身の管轄税務署を選択します。

近くの税務署を選びましょう **必須**



【ご参考】管轄の税務署一覧

<https://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

② 確定申告の種類について

先ほどもご紹介した通り、確定申告には 3 つの種類があります (青色申告 65 万円控除、青色申告 10 万円控除、白色申告)。

青色申告 65 万円控除が 1 番節税効果が高いため、free ではこちらをオススメしています。

青色申告 65 万円控除を適用する場合、複式簿記形式での入力が必要ですが、free では自動的に複式簿記形式での入力に変換してくれるため、特に理由がない場合は「青色申告」を選択します。

対象の申告書を選択しましょう 必須

青色申告 ? 白色申告 ?

10万円控除の簡易簿記で申告する ?

③ 屋号について

屋号欄には、氏名以外に事業や店舗に何か特別な名称を付けている場合、入力します (例: ○○カフェ、○○クリーニング etc)

屋号を定める場合は、通常開業届に記載して税務署に提出しています。

屋号があれば入力しましょう ?

freeクリーニング



6. 『収支』を入力する

○収支ステップについて

収支ステップでは、1年間で発生した収支の内訳や、控除することが出来る項目を入力します。

このステップで入力した項目がそのまま税金の金額に直結するため、該当する項目は全て入力していきます。



○控除項目について

確定申告には「所得控除」や「税額控除」といった控除項目があります。

事業で利用した経費は、もちろん控除することが出来ますが、そういった経費以外にも一定の要件に該当する場合は各種控除を受けることが可能です。

free ではその控除項目を○×形式の質問形式で答えていくだけで、確定申告書類へ入力することが可能です。

その控除項目ですが、どんなものがあるのか、代表的なものをまずご紹介いたします。



○控除項目一覧

名称	内容	期待される節税効果 (所得税の例)
医療費控除	ご自身や家族のために支払った医療費が1年間で10万円を超えている場合に一定額を控除できる制度。 妻が出産した時や入院した時等に適用することが一般的です。	医療費 30 万円の場合 (30 万円-10 万円) × 税率 20%=4 万円の節 税効果
社会保険料控除	国民健康保険料や国民年金を支払っていた場合に、その支払った額を控除出来る制度。 以下の社会保険料が代表的です。 ・ 国民健康保険 ・ 国民年金 ・ 健康保険 ・ 厚生年金保険	支払った社会保険料合 計 100 万円の場合 100 万円×税率 20%= 20 万円の節税効果
生命保険料控除	生命保険・介護医療保険を支払っていた場合、最大 12 万円まで控除出来る制度。 以下の保険料が対象です。 ・ 一般生命保険料 ・ 介護医療保険料 ・ 個人年金保険料	支払った生命保険料合 計 2 万円の場合 2 万円×税率 20%= 4 千円の節税効果
寄付金控除	地方自治体や特定の公益法人に寄付等をした場合に、一定の金額を控除出来る制度。 ふるさと納税が代表的な例です。	支払った寄付金合計 3 万円の場合 3 万円×税率 20%= 6 千円の節税効果



配偶者控除	夫や妻といった配偶者の所得金額が38万円以下（給与の額面金額だと103万円以下）といった要件をクリアしている場合に一定額を控除出来る制度。	配偶者控除額 38万円の場合 38万円×税率 20%= 7万6千円の節税効果
扶養控除	子供といった扶養親族の中で16歳以上の方、かつ所得金額が38万円以下（給与の額面金額だと103万円以下）といった要件をクリアしている場合に、一定額を控除出来る制度。	扶養控除額 38万円の場合 38万円×税率 20%= 7万6千円の節税効果
住宅ローン控除	住宅ローンを利用して住宅を購入等した場合に、10年間に渡り、住宅ローン残高の1%分を控除することが出来る制度です。 直接、税金を控除する制度となるため、節税効果が高い制度です。	12月末時点で住宅ローン残高が3,000万円の場合 3,000万円×1%= 30万円の節税効果
青色専従者控除	同じ事業をしている家族に対して給与を支払っている場合は、その給与額を控除することが出来る制度です。 配偶者控除や扶養控除と併用することが出来ないため、留意します。	支払った給与額 50万円の場合 50万円×20%= 10万円の節税効果



○収支ステップでの留意点について

収支ステップでは、基本的に上から順番に質問項目に○×で回答していただくだけで完了します。

一方、収支ステップでは、重要な各種控除項目等の入力が必要になるため、ボリュームが多く入力にあたっていくつか留意点があります。

① 取引登録件数について

先程もご紹介した通り、確定申告は既に1年間の売上や経費の入力が全て終了していることが前提となります。

そのため、取引登録件数を再度確認し、全ての取引を登録出来ているかどうか確認しましょう。

登録漏れがある場合は「追加で入力する」を選択します。

去年の収入と支出をすべて入力しましょう

取引登録件数 ●
2件

追加で入力する

② 開始残高について

2015年1月1日時点で既に個人事業主だった方は2015年1月1日時点での残高、そうではなく2015年度中に開業された方は開業日時点での残高を開始残高へ入力します。

残高の入力が必要な項目は主に銀行預金の残高等となります。この入力を忘れると、期首時点で残高が0円だったという確定申告書類になってしまうため、こちらの入力を忘れないようにします。

2015年1月1日時点の残高を入力しましょう ?

前年度の残高（開業初年度の場合は、開業した時点での残高）を設定しましょう。開始残高（期首残高）の入力は貸借対照表を作成するために必要となります。

開始残高ページへ



③給与所得について

例えば今年度、個人事業主としての事業とは別にアルバイト等を行っており給与を受け取っていた、又は年の途中まで会社員だったため給与を受け取っていた場合は、会社から源泉徴収票をもらっているはずですが（もらっていない場合や、紛失してしまった場合は、会社に再発行を依頼することが可能です）。

その場合は、もらった給与額や天引きされている源泉徴収税・社会保険料を free に入力する必要があるため、忘れずに入力します。

会社から給与を受け取りましたか？

平成 27 年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額		源泉徴収税額		社会保険料等の金額		会社名称	
円	千	円	千	円	千	円	円
5,000,000		300,000		600,000			free株式会社

キャンセル

保存

もらった源泉徴収票を手元に用意し、その源泉徴収票の通りに free へ入力していけば大丈夫です。



④専従者控除について

家族がともに事業を行っており、その家族に給与を支払っている場合は、その給与額を控除として適用することが出来ますので、節税することが可能です。

一方、この専従者控除を適用する場合、配偶者控除や扶養控除を適用することが出来ませんので留意します。

専従者給与を入力しましょう

共に仕事をしている家族に給与を支払っている場合は、1年間の給与と徴収した源泉税などを入力する必要があります。

▲青色事業専従者給与に関する届出申請をしていることが必要です

氏名	必須	働いた期間	必須	給料賃金	必須	賞与	必須	給与+賞与	源泉徴収税	必須	
1. free花子		12ヶ月		700,000	円	0	円	700,000	円	30,000	円
2.					円		円	0	円		円
3.					円		円	0	円		円
4.					円		円	0	円		円
5.					円		円	0	円		円
				700,000	円	0	円	700,000	円	30,000	円

① 勘定科目の「専従者給与」の支出の合計額（0円）と同じである必要があります。

700,000円を経費に入れることが出来る

キャンセル 保存

⑤家事按分について

事業とプライベートで兼用している支出がある場合は、その支出額を事業分とプライベート分に按分する必要があり、この処理のことを「家事按分」と呼んでいます。

例：事務所兼自宅マンションの家賃 100,000 円を支払っている。マンションの半分は事務所として利用しているため、その半分である 50 万円を経費とする。

家賃 100,000 円

事務所分 50% 50,000 円を経費へ	自宅分 50% 50,000 円は経費にしない
--------------------------	----------------------------



既に登録した取引のうち家事按分される可能性が高い勘定科目（地代家賃・車両費・租税公課・水道光熱費・通信費・保険料）を推測で表示します。

このうち家事按分が必要な取引について、事業利用比率を入力し家事按分を行います。

仕事とプライベートで兼用しているものはありますか？

自宅兼オフィス、公私共に使っている携帯電話など、事業用とプライベート用の両方に該当する支出は、事業利用分を経費に計上できます。ここで事業利用比率を指定することで、正しく経費に計上できます。
下記には登録済みの家事按分に加えて、家事按分される可能性が高い勘定科目（地代家賃 車両費 租税公課 水道光熱費 通信費 保険料）を表示しています。事業でのみ利用した支出については事業利用比率を 100 と入力してください。また、既に登録されている家事按分についての確認、下記に表示された勘定科目・品目以外での家事按分の登録は、[家事按分の登録](#)で行えます。

勘定科目	品目	合計金額	事業利用比率	事業利用金額
1. 地代家賃		1,000,000	50 %	500,000 円

キャンセル 保存

⑥医療費控除について

自分と家族分も合わせて、病気やケガの治療費が 10 万円を超えた場合、医療費控除を適用することが可能です。妻が出産した場合、また入院した場合等も適用範囲です。「提出」ステップにて医療費控除の明細書も合わせて提出する必要があるため、領収書等は無くさないように注意します。

病気やケガで病院に行きましたか？

病気やケガの治療などで使ったお金が合計 10 万円を超えた場合、「医療費控除（いりょうひこうじょ）」を申請して節税できます。あなたが養っている家族の医療費や、病院へ行くための交通費、出産費用なども控除の対象です。

- 「病気やケガの治療で使ったお金の領収書」を集めてください
- 「保険会社から送られてきた領収書」を集めてください
- 全ての「病気やケガの治療で使ったお金の領収書」の合計金額を入力してください
合計金額 (A) 円
- 全ての「保険会社から送られてきた領収書」の合計金額を入力してください
合計金額 (B) 円

合計金額 (A)	合計金額 (B)	医療費控除額
300,000 円	50,000 円	150,000 円

キャンセル 保存



⑦ふるさと納税について（寄付金控除）

ふるさと納税といったような特定の団体に寄付金を支払っている場合は、寄付金控除を適用することが可能です。

ふるさと納税をした場合は「寄付金受領証明書」が該当の役所から発行されるため、「提出」ステップにてその書類も合わせて提出します。無くさないように注意しましょう。

ふるさと納税などの寄附をしましたか？

ふるさと納税をした場合や、認定NPO法人などに寄附をした場合は、その金額に応じて税金の一部を免除できます。

分類 <small>必須 ?</small>	名称 <small>必須</small>	金額 <small>必須 ?</small>
1. ふるさと納税	京都市役所	30,000 円

30,000 円

⑧配偶者控除について

夫や妻がいる場合、配偶者控除を適用することが可能です。なお仮に配偶者がパート等をしており、給与収入がある場合は、「所得欄」には源泉徴収票に記載されている「給与所得控除後」の金額を入力します。

なお「配偶者控除」を適用する場合には、配偶者の所得金額が38万円以下でないと適用することが出来ません。

養っている配偶者はいますか？

生計を一にしている等、[法定の要件を満たしている](#)夫や妻がいる場合は税金の一部を免除できますので、相手の氏名や所得を入力しましょう。

▲専従者給与に夫や妻を登録している場合はxを選択してください。

氏名	所得	生年月日	障害
freee花子	650,000 円	1980(昭和55) 年 10 月 1 日 (35 歳)	該当なし

給与額面金額ではなく給与所得控除後の金額を入力

平成26年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	東京都東京都港区三田1-2-17		(受給者番号)			
				氏名			
				(フリガナ) サトウ ジロウ (役職名) 佐藤 二郎			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
給与・賞与	5,259,900	3,664,800	1,098,985	162,300			
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 無 従有 従無	子 同	特 定 人 従 入 内 人 従 入 人 従 入	特 別 人 内 人 内 人	718,985			
(摘要)					介護医療保険料の金額		円
					配偶者の合計所得		円
					新生命保険料の金額		円
					旧生命保険料の金額		円
					新個人年金保険料の金額		円
					旧個人年金保険料の金額		円
					旧長期積蓄保険料の金額		円

【Column】103万円の壁とは？

一度パートやアルバイトをご経験された方は、103万円の壁という言葉聞いたことはありませんでしょうか？

これは、配偶者(夫や妻)や扶養親族(子供)の給与の額面収入が103万円を超えると、前述の配偶者控除、及び後述の扶養控除を適用することが出来なくなる、という意味になります。

配偶者控除や扶養控除は「所得金額」が38万円以下の場合しか適用することが出来ません。ここで給与収入の場合、その金額に関わらず最低でも65万円は原則的に控除されるため、103万円-65万円=38万円がハードルとなるわけです。

そのため、103万円を超えてしまうと、これらの控除を適用することが出来なくなるんですね。

つまり、せっかく家族が頑張って働いたのに、自分の控除がその影響で受けることが出来なくなり、世帯全員としては損してしまったり、なんてことが発生してしまうということになります。

こういったことがないように、事前に配偶者や子供のパート代・アルバイト代は把握しておきましょう。



⑨ 扶養控除について

16歳以上の配偶者以外の扶養親族がいる場合、扶養控除を適用することが可能です。

なお配偶者控除と同様に「所得欄」には源泉徴収票に記載されている「給与所得控除後」の金額を入力します。「扶養控除」を適用する場合には、配偶者の所得金額が38万円以下でないと適用することが出来ません。

16歳未満の扶養親族がいる場合は、所得税の控除を適用することは出来ませんが、住民税の控除を適用することは出来るため、16歳未満の扶養親族も忘れず入力します。

子供などの扶養家族はいますか？

あなたの収入で養っている子どもや親がいる場合は税金の一部を免除できますので、氏名や収入を入力しましょう。

氏名 <small>必須</small>	続柄 <small>必須</small>	所得 <small>?</small>	生年月日 <small>必須</small>	障害 <small>必須</small>
1. free太郎	子	600,000 円	1996(平成8) 年 8 月 1 日 (19歳)	該当なし

追加 **給与額面金額ではなく給与所得控除後の金額**

キャンセル 保存

⑩ 生命保険料控除について

保険会社等に、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」を支払っている場合は、生命保険料控除を適用することが可能です。

生命保険料会社から送付されてくる「保険料控除証明書」を手元に用意して入力していきましょう。

「保険料控除証明書」は後に添付書類として提出が必要なため、無くさないようにします。

生命保険に加入していますか？

一般の保険会社に生命保険料などを支払っている場合は、その金額に応じて税金の一部を免除できます。

保険の種類 <small>必須</small> <small>?</small>	制度対象 <small>必須</small> <small>?</small>	保険会社等の名称 <small>必須</small>	保険料額 <small>必須</small> <small>?</small>
1. 一般の生命保険料	新制度	ライフネット生命	100,000 円

追加

キャンセル 保存

⑪ 社会保険料控除（国民年金と国民健康保険）

通常、個人事業主の方ですと、国民年金と国民健康保険をお支払いされているかと思えます。

その金額を入力すると、社会保険料控除を適用することが可能です。

支払った社会保険料の領収書等を手元の用意しておきましょう。また国民年金をお支払いされている方は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を後に添付書類として提出する必要があります。

【ご参考】「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2015/1030.html>

◇国民年金

国民年金に加入していますか？

国民年金を支払っている場合は、その金額に応じて税金の一部を免除できます。

国民年金
 円

キャンセル 保存

◇国民健康保険

国民健康保険に加入していますか？

国民健康保険を支払っている場合は、その金額に応じて税金の一部を免除できます。

国民健康保険
 円

キャンセル 保存



7. 『確認』を行う

○確認ステップについて

確認ステップでは、「日々の記帳の合計」と「基本」・「収支」で入力した内容を踏まえ、自動で確定申告書類を作成していますので、そちらを確認します。



○確定申告書の内容について確認する

個人事業主の方の場合、通常は下記2種類の書類（計6枚）がプレビュー画面で表示されています。

① 確定申告書B（第1表・第2表）

→納税金額や所得控除の金額等、税金の計算に必要な項目が記載されているもの。

② 青色申告決算書（損益計算書・内訳書・減価償却費の計算書・貸借対照表）

→日々の経理の結果、及び、その経理の詳しい内容が記載されているもの。決算書はこちらになります。

◇ 確定申告書 B と青色申告決算書

申告書類を作成しました

記載されている内容を確認しましょう



品川 平成 27 年分の所得税及びの確定申告書B FA0121

住所 141 0001 フリー タロウ
東京都品川区北品川 free 太郎

氏名 free 太郎
エンジニア free 太郎
3 5 4 0 5 0 1 60 000 000

収入金額等	7000000	課税される所得金額 (1)-(9)又は第3条上の(1)に於ける税額を支払第3条の(1)	3125000
所得金額	4083889	税	215000
		配当控除	
		税	215000
		災害減免額	
		課税特別所得税額 (4)×2.1%	4515
		所得税特別控除等	219515
		内国税控除	
		所得税及び課税特別所得税の算出税額	219500
		所得税及び課税特別所得税の算出税額 (課税特別所得税額×2.1%)	219500
		配当者の特許所得金額	

平成 27 年分所得税青色申告決算書 (一般用)

住所 東京都品川区北品川 フリー タロウ 事務所所在地
free 太郎 氏名 (名称)
事業所所在地 同上 電話番号 (事業所) 00-0000-0000 税務士等
情報通信 加入団体名

平成 28 年 01 月 21 日 損益計算書 (自 01 月 01 日 至 12 月 31 日)

提出用 (平成二十五年分以降適用)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	7 000 000 00	消耗品費 ⑦	0	貸倒引当金 ⑩	0
	原価商品 (製品) ②	0	減価償却費 ⑧	0	各種引当金等 ⑪	0
	仕入金額 (製品) ③	0	福利厚生費 ⑨	2 000 000	計 ⑫	0
	小計 (②+③) ④	0	給料賃金 ⑩	0	専従者給与 ⑬	0
	期末商品 (製品) ⑤	0	外注工賃 ⑪	0	貸倒引当金 ⑭	0
	差引額 (④-⑤) ⑥	0	地代家賃 ⑫	5 550 000	計 ⑮	0
	差引金額 (①-⑥) ⑦	7 000 000 00	貸倒金 ⑬	0	青色申告特別控除額 ⑯	4 733 889
	租税公課 ⑧	0	支払手数料 ⑭	0	所得金額 (⑦-⑯) ⑰	4 083 889
	製造運賃 ⑨	0	リース料 ⑮	0		
	水道光熱費 ⑩	8 000 000	その他経費 ⑯	0		
	庶費交通費 ⑪	0	計 ⑰	2 266 111		
	通信費 ⑫	0				
	広告宣伝費 ⑬	0				
	接待交際費 ⑭	7 111 111				
	損害保険料 ⑮	0				
	修繕費 ⑯	0	差引金額 (⑰-⑱) ⑲	4 733 889		



◇ 納税額

「2015年度の納税金額」に記載されている金額が今年度に納付する税金になるため、特にこの金額を確認しましょう。

申告内容

納税額

所得金額	課税される所得金額	申告納税額	2015年度の納税金額 219,500円
4,083,889円	3,125,000円	219,500円	

◇ 「収支」で入力した各種所得控除

所得控除

医療費控除				
控除額	支払医療費	保険金などで補填される金額		
70,000円	200,000円	30,000円		
社会保険料控除				
控除額				
90,000円				
社会保険の種類		支払保険料		
国民年金		40,000円		
国民健康保険		50,000円		
寄附金控除				
控除額	寄附先の名称	寄附金	寄附金税額控除	
38,000円	京都市役所	40,000円	都道府県、市区町村分	
条例指定分 都道府県		条例指定分 市区町村		
0円		0円		
寡婦、寡夫控除				
控除額	種類			
0円	指定なし			
障害者控除				
控除額	氏名			
0円				
配偶者(特別)控除				
控除額	氏名	生年月日	控除の種類	合計所得金額
380,000円	freee花子	1978(昭和53)年1月1日 (37歳)	配偶者控除	0円
基礎控除				
控除額				
380,000円				

◇参考情報

参考情報として、1年間の資金繰りが反映されています。
1年間帳簿付けしてきた結果の推移が表示されるため、こちらで今年度の経営状況等を確認してみましょう。



◇修正する場合

もし間違っている場合は、「基本」や「収支」のステップに戻り入力し直し、又は日々の経理の修正を行います。

もちろん「直接入力」で編集することも可能です。

取引内容	取引金額	取引場所	取引時期	取引種別
現金				
銀行				
クレジットカード				
現金				
銀行				
クレジットカード				

直接入力編集へ

8. 『提出』を行う

○提出ステップについて

「確認」が終了した後は、とうとう「提出」ステップです。
ここまで来れば確定申告作業はあともう少しです。

2015年度 確定申告

2015年01月01日～2015年12月31日



提出作業は下記の 5 ステップで行います。

1. 提出方法を選ぶ
2. 納付方法を選ぶ
3. 確定申告書類を free から出力する※標準プランのみ
4. 添付書類を集める
5. 税務署に実際に提出・納税する

1. 提出方法を選ぶ

提出方法は「税務署へ持参」「郵送」「e-Tax」のいずれかがあります。

必要な書類をまとめて提出しましょう

まずは提出方法をお選びください

1 提出方法を選びましょう

税務署で提出 郵送 e-Tax

① 補足

税務署にて直接手渡しで提出します。郵送やe-taxと比べて移動の手間がありますが、税金の納付も一緒にすることもできるので面倒なことは一緒にやってしまいたい人にはおすすめです。ただし、3月以降は税務署が混み合いますので、2月中に行かれることをおすすめします。



「e-Tax」を選択した場合は、下記のように e-Tax 専用の手順が必要です。e-Tax の場合は、専用のリーダーライターといった事前準備が必要となります。

詳細は下記国税庁の URL よりご確認ください。

【ご参考】 e-Tax について

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

1 提出方法を選びましょう

税務署で提出 郵送 e-Tax

① 補足

オンラインで申告を行いたい場合は、国営のオンラインサービス「e-Tax」を利用して申告できます。ただし、利用するには電子証明書などを事前に用意する必要があります。

2 準備をしましょう

必要なもの

- 住民基本台帳カード
- ICカードリーダーライター
- 公的個人認証クライアントソフトのインストール
- 電子証明書の登録

① 補足

e-taxを利用するのに必要な、ソフトウェアや電子証明書などを用意しましょう。詳しくはこちらを参照ください。

3 利用者識別番号を入力しましょう

利用者識別番号（数字16桁）

代理送信を行う場合はここにチェックを入れてください

4 e-Tax用のファイルをダウンロードしましょう

[青色決算書ダウンロード](#)

[確定申告書Bダウンロード](#)

5 e-Taxのサイトから申告しましょう

[e-Taxページはこちら](#)

① 補足

e-Taxでの申告はブラウザでe-taxのサイトにアクセスすることで申告できます。詳しくはこちらを参照ください。



2. 納付方法を選ぶ

納付方法は「税務署で直接支払う」「銀行口座から引き落とし」「銀行窓口で支払う」「コンビニで支払う」といった4種類があります。

この中からご希望の納付方法をご選択下さい。

2 納付方法を選びましょう

税務署で支払う 銀行口座から引き落とす 銀行窓口で支払う コンビニで支払う

① 補足

税務署に行った時に直接現金で納税する方法です。申告書と一緒に忘れずにお金も持って行きましょう。

3. 確定申告書類を free から出力する

「確認」ステップのプレビューで見た書類を PDF 形式で出力します。なお出力は「標準プラン」限定の機能となっております。

これ以後の作業は無料お試しプランの方はご利用出来ませんのでご留意下さい。

3 申告書を用意しましょう

出力する

[控えを含める](#) [出力済み申告書一覧](#) [ヘルプはこちら](#)

確定申告書B 第一表



確定申告書B 第二表



青色申告決算書（一般用） 1ページ



青色申告決算書（一般用） 2ページ



青色申告決算書（一般用） 3ページ



青色申告決算書（一般用） 4ページ



標準プランに登録しましょう

確定申告書類の出力機能は、標準プランにご登録いただくことで利用可能となります。

標準プランに登録する

閉じる

4. 添付書類を集める

入力した情報にもとづき、freeが必要な添付書類を自動で推測してくれます。該当の書類を用意し、確定申告書類と合わせて一緒に提出しましょう。

4 添付書類を集めましょう

- 医療費の領収書等
- 医療費の明細書
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等
- 寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領書

① 補足

各種控除の内容を証明するための書類などを用意し、申告書類と共に提出しましょう。

添付書類台帳も合わせて出力されます。添付書類はこちらにのりづけしましょう。

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 添付書類台紙

住所 (〒) 市区町村 番地	フリガナ 氏名
----------------------	------------

⑤ のりしろ
源泉徴収票

④ のりしろ
社会保険料控除関係書類
小規模企業共済等掛金

③ のりしろ
生命保険料控除関係書類

② のりしろ
地震保険料控除関係書類

① のりしろ
寄附金控除関係書類

⚠ 復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください!!

申告書を提出する場合は、上記の書類（該当するものに限りませ。）を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります（源泉徴収票は添付が必要です）。
書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類を①から⑤の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

- ※ この台紙からはみ出さないように貼ってください。
- ※ 医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出してください。
- ※ ①から⑤以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面に貼ってください。

27.11



5. 税務署に実際に提出・納税する

それでは書類の準備が全て完了しました。書類を実際に提出・納税しましょう。

確定申告は、書類の「提出」と「納税」のどちらも期限までに行う必要があります。よく「提出」だけして、「納税」を忘れてしまう方がいらっしゃいますので、両方行うことにご注意下さい。

持参の場合は、管轄の税務署に提出します。

申告書の受付は平成28年2月16日からです。

5 管轄の税務署に提出しましょう



品川税務署

〒108-0074

東京都港区高輪3丁目1-3

① 納税も一緒にする場合はお金も持って行きましょう

今回の納税額: 219,500円

郵送の場合は角形2号の封筒に入れて税務署に郵送します。

申告書の受付は平成28年2月16日からです。

5 角形2号の封筒に入れましょう



入れるもの

- (3)で用意した申告書類
- (4)で集めた添付書類
- 返信用封筒
- 返信用封筒用の82円くらいの切手

6 普通郵便で送りましょう



9. 『その後』で来年の準備を行う

確定申告お疲れ様でした。ここまで来れば、もう後は来年の準備を行うだけです。

少し一息ついたら、早速来年に向けての準備を始めましょう。

2015年度 確定申告
2015年01月01日～2015年12月31日

基本 → 収支 → 確認 → 提出 → その後

46% 26%

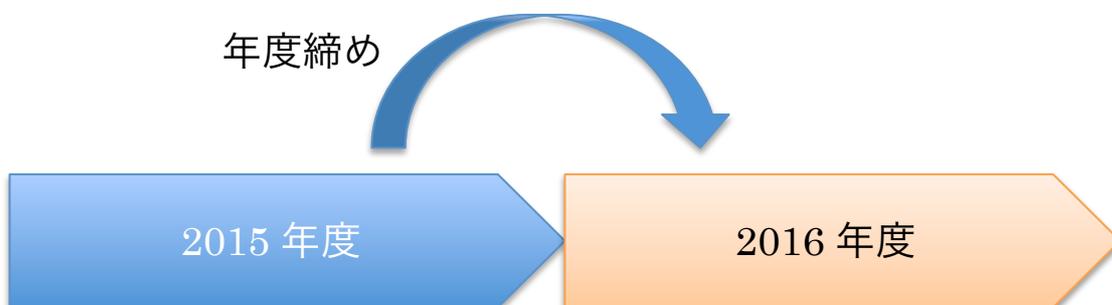
確定申告お疲れ様でした
来年の確定申告に向けて今から準備をしましょう

- 昨年度の会計を確定するために、年度締めをなるべく早くしましょう
「年度締め」は、繰越処理と前年のデータを修正出来なくするための機能です。「年度締め」を行っても翌年の日付で入力したデータは引き続き削除されることなく利用できます。また、修正が必要なデータに気づいた場合、年度締めを解除して、前年のデータを再編集する事も可能です。

[年度締めを行う](#)

「2015 年度」の確定申告が終了しましたので、2015 年度のデータは修正出来ないようにし、翌年度である「2016 年度」に引き継ぐ作業を行います。

この作業のことを「年度締め」と呼んでいます。この作業は翌年度の帳簿付けを行う前に、忘れず行っておきましょう。



10. 確定申告チェックリスト

「年度締め」が終了すれば作業は全て終了です。ここで少しご自身の作業内容が不安な方、又は何か作業漏れがないかをチェックされたい方向けに、「確定申告チェックリスト」を作成いたしました。

こちらのチェックリストを是非ご活用下さい。

分類	内容	✓
日々の 経理	日々の記帳は全て終了しているか	
日々の 経理	年度は間違えていないか（2015年1月1日~2015年12月31日の確定申告書類になっているか）	
日々の 経理	開始残高は設定済か	
基本	「基本」ステップでは氏名や住所等、必須項目は全て入力済か	
収支	配偶者や扶養親族の所得は38万円（給与の額面金額103万円）を超えていないか ※配偶者特別控除を適用する場合は76万円を超えていないか	
収支	医療費控除を適用する場合は、支払った医療費は10万円を超えているか	
確認	納税額の金額を確認したか	
提出	添付書類は全て準備出来ているか	
提出	提出だけではなく、納税まで期限内に行うことができるか	
その後	確定申告書類の提出・納税後は「年度締め」まで行えているか。 会計年度は2016年度に変更されているか	

最後に

「free で行う確定申告実践ガイド」いかがでしたでしょうか。

クラウド会計ソフト free で行う確定申告作業は、「質問に答えていくだけで、サクッと確定申告書類が出来てしまう」といったコンセプトの元で設計されており、「世界一簡単に出来る確定申告」と自信を持ってご紹介出来る仕上がりになっています。

そして「確定申告」はもちろん大切ですが、それ以上に大切なのは 1 年間の帳簿付けの結果を振り返ることではないでしょうか。

1 年間の売上の推移、この月は経費を使いすぎてしまったな、この月はイベントがあったから売上が多かったな、等、来年のビジネスに生かせるヒントが帳簿にはたくさん詰まっています。

実は確定申告のために帳簿付けをしていると同時に、こういったビジネスに関するヒントも帳簿付けをした結果、副次的に得られるのではないのでしょうか。

是非、クラウド会計ソフト free をご利用いただき、日々の経理から確定申告、そしてビジネスに関するヒントまで、様々な面でご活用いただければ幸いです。

○すでに free アカウントをお持ちの方

<https://goo.gl/tt181L>

○まだ free アカウントをお持ちでない方

<https://goo.gl/nQsc2T>

スモールビジネスに携わるすべての人が、
創造的な活動にフォーカスできるよう



※当ガイドは信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。ご了承ください。

